

松原市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

大阪府の指導のもと、現在、障害者・母子家庭の母親・中高年齢者などのなかで、働く意欲がありながら様々な困難な要因を抱えている人（就職困難者）等を対象に雇用就労につなげる雇用就労支援事業に取り組んでおります。今後も雇用就労の実現にむけた支援を図ってまいります。

(市民生活部)

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

大阪府の指導のもと、情報提供を積極的に行い、大阪府と連携して取り組んでまいります。

(市民生活部)

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上（正規雇用）にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

大阪府が進める雇用促進事業の取り組みに対して連携を図ってまいります。(市民生活部)

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

市内3ヶ所に雇用就労支援センターを開設しており、専門の就職支援コーディネーターが常時相談を受け、相談内容により「大阪府若者サポートステーション」等へ誘導してまいります。

(市民生活部)

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

現在行っている施策をより充実させ、情報提供・広報啓発の推進、また各種就職支援機関との連携を深めてまいります。
(市民生活部)

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

企業の技能者の育成・確保と人材育成能力の向上は重要な課題であると認識しております。(財)大阪産業振興機構で実施している大阪ものづくり人材育成センターや、(独)中小企業基盤整備機構内の中小企業大学校関西校で実施している各種講座の情報を積極的に提供していきたいと考えております。

また、有料講座については市が受講料の一部補助を検討し、受講しやすい環境整備に努めていきたいと考えております。
(市民生活部)

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

大阪府及び商工会議所等関係団体と協働し、研究・検討を進めていきたいと考えております。
(市民生活部)

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

わが国における三位一体の改革等をはじめとする地方行財政改革により、本市におきましてもより効果的・効率的な行財政運営を進めているところでございます。

少子高齢化や環境問題等の様々な課題を解決するためには、行政のみでなく企業との社会貢献を行う協働の仕組みづくりの構築が必要であると考えております。したがって今後、企業・市民・地域団体等との役割分担の明確化と協働を進めてまいります。
(政策推進部)

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

税収の伸び悩むなかで、近年の少子高齢化に伴う社会保障費の増加など本市を取り巻く状況は厳しいものがございますが、市民ニーズを的確につかんだうえでの事業の取捨選択を行い、集中改革プランに示された数値目標の達成をめざしてまいります。また、類似団体に比べ地方債残高が少ないという財政の健全性を堅持するため、地方債の起債については、今後も将来に及ぼす財政負担を考慮し、事業の適債性・効果等を十分に勘案するものでございます。(財政部)

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

大阪府におきましては、急激な少子高齢化社会とそれに伴う疾病構造の多様化等に対応した医療体制を推進するため、「地域医療計画」の見直しをされているところでございます。

本市におきましても、広域的な医療体制が必要である事案に関しましては、大阪府保健所が事務局である南河内保健医療協議会におきまして、大阪府を含めた地域市町村により積極的に事業充実にむけ検討しております。(保健福祉部)

市立松原病院は、自治体病院として医療ニーズに対する的確な対応を行い、地域医療の充実に向上に貢献することを基本理念として運営を行っております。しかしながら、昨今の急激な医療情勢の変化により医師不足・看護師不足が顕著となり、その結果として、救急診療体制の縮小や一部診療科の休診をはじめ離職者の増加による残された職員の労働強化、ひいては患者の皆様への医療サービスの低下などの状況が発生しております。

内科・小児科の365日24時間救急の再開につきましては、地域の皆様より再三のご要望をいただいております。本市といたしましても二次医療圏での体制の確保を念頭に関係諸機関との協議や要望を続けておりますが、医療スタッフの確保が困難な現状では状況の改善は難しく、縮小された救急体制ではありますが、現在の体制を何とか維持する努力を続けていきたいと考えております。

スタッフの確保や救急診療体制の確保につきましては、本市として住民の命と健康を守り、充実した医療サービスの提供を行うため、医師・看護師など医療従事者の計画的な養成や診療報酬上での改善など、少子高齢化社会の到来による急激な社会構造の変化を見据えた国や府の積極的な取り組みを望むものでございます。(病院)

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用

の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護サービス事業の利用方法や制度理念等につきましては、年に数回市広報に特集を組むなど市民に対する周知に努めております。また、ケアマネジャー会議やヘルパー会議を通じて、利用者及び事業者にも利用者本位のサービス利用の研修を実施しております。なお、介護に関する苦情や相談につきましては窓口や電話にて真摯に対応し、必要に応じて第三者評価委員会に報告しております。

(保健福祉部)

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターは、地域の関係機関や人材が参加した高齢者虐待等連絡会を市と共同で運営し、またケアマネジャーを含む関係機関の専門職を網羅した困難事例研究会を主催する等、ネットワークの構築に努力しております。

なお、運営協議会は利用者や被保険者の意見を反映させるため、サービス利用者や第1号被保険者及び第2号被保険者の代表者に参加していただいております。

(保健福祉部)

(4) 高齢・退職者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

老人福祉センターでの趣味及び教養を深めるための講座・教室の開催、健康を維持するための太極拳や筋力トレーニングの実施、また地域活動を主眼に置く老人クラブ活動への助成等各種事業を推進しております。今後は衛生部門や教育委員会等の関係機関と連携を図り、効果的・効率的な事業の展開に努めていきたいと考えております。

(保健福祉部)

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

本福祉事務所における生活保護制度の運用にあたりましては、就労による自立の重要性を認識

し就労支援員を配置するとともに、ハローワークと提携を図り、生活保護受給中で就労可能な方々それぞれの就労能力や意欲に対応できる相談指導体制の確立を進め、就労による自立を後押ししております。

これからも、生活保護は国民生活の最後の切り所であるという基本認識のもとで、制度の活用を考えていく所存でございます。(保健福祉部)

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

わが国では、昭和60年に初めてエイズ患者が確認されて以来、平成19年7月1日現在患者4,241人・感染者8,841人が報告されております。大阪府域における平成19年7月1日現在の患者・感染者累積報告数は患者260人・感染者877人となっており、依然増加傾向を示しておりますが、近年エイズに対する関心の希薄化と感染の潜在化などにより、今後の感染拡大が危惧されております。

本市におきましては大阪府との連携のもとに、12月8日・9日にゆめニティプラザにおいてエイズ写真展及び啓発パンフレットの配布等を、また成人式にはエイズ啓発冊子の配布を行い、エイズ予防啓発に努めております。

今後につきましても、エイズ予防の重要性を認識したうえで、予防啓発に努めてまいります。(保健福祉部)

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

本市の保育施策につきましては、多様な保育ニーズの増加等に的確に対応するため、従来から延長保育・一時保育・休日保育等を実施しているところでございます。また、病気の回復期にある乳幼児が保育所に復帰するまでの間一時的に預かる病後児保育事業につきましては、昨年6月から阪南中央病院内の病後児保育室にて実施しているところでございます。

これからは、地域におけるきめ細かな子育て支援が求められていることから、ファミリーサポート事業の拡充や保育所・地域子育て支援センターを拠点とした様々な事業に取り組んでまいりたいと考えております。(保健福祉部)

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

非正規職員につきましては、正規職員の補助として重要な役割を担っていただいているところであり、勤務内容等についても従来より配慮に努めているところでございます。今後におきましても、保育所の適正な運営を図るために必要な職員体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

職員研修につきましては、地域における子育て支援の担い手となる保育所職員の資質の向上がより一層望まれることから、状況に即した各種の研修内容をより充実させるとともに、保育内容の充実にむけた研修に取り組んでまいりたいと考えております。(保健福祉部)

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

本市におきましては、15小学校において、児童福祉法に基づき10歳までの児童(小学1～3年生)を対象に留守家庭児童会室事業を行っております。様々なニーズがあることを認識しておりますが、一番のニーズは、1～3年までの希望される児童を確実に受け入れることだと考えております。また、定員に余裕のあるところにつきましては、4年生の受け入れも行っております。

(教育委員会生涯学習部)

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域教育協議会(すこやかネット)の活動に対しましては、地域コミュニティの基盤整備発展のため、「いきいき事業委託金」として市内全中学校区に設置されています地域教育協議会に対して、各中学校区3,150,000円(各地域協あたり450,000円)を委託料として予算化しております。

「子ども110番の家」運動につきましては、通学路周辺の家・店舗・事業所に協力を依頼し、協力者の拡大に努めております。来年度につきましては、こうした活動に加えて子ども自身の自己防衛力の育成をめざした取り組みを進め、「110番の家」運動がより実効あるものとなるよう努めてまいりたいと考えております。(教育委員会生涯学習部)

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないよう、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

すべての生徒が、家庭の事情や経済的な理由等により進学をあきらめたり高等学校等の中退することなく将来の夢を実現させることが必要であり、そのために、進路指導等を通じて大阪府育英会等の奨学金制度の役割や制度の周知に努める必要があると認識しております。なお同時に、本市の入学一時金奨学金制度につきましても有効な活用が図れるよう、その充実に努めてまいりたいと考えております。

就学援助制度につきましては、本制度が厳しい生活状況にある家庭に対してセーフティネットとして有効に機能することが重要であり、そのために庁内各関係部と連携し、より円滑な事業の実施にむけ努力してまいりたいと考えております。
(教育委員会学校教育部)

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

近年、子どもへの虐待やいじめ等の子どもに関わる人権問題や、虐待・金銭の搾取など高齢者に対する人権問題、そして夫・恋人などからの暴力や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど女性に関わる人権問題などが多く発生しております。

このような人権問題の解決につきましては、各種相談事業のなかで取り組んでおりますが、多くの人権問題は生活・就労・福祉・教育等の課題が絡み合っ複雑・多様化しており、相談者が望む解決を単一の相談機関で図ることが困難となるケースも発生しており、行政機関や各種の専門相談機関と連携を保ちながら取り組むよう努めております。

今後におきましても、相談員の資質の向上、関係者相互の認識の共有、相談機関のネットワーク体制の充実にも努めてまいります。
(総務部)

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに

30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

「男女共同参画行動計画」の策定につきましては、あらゆる分野において男女が平等の条件で参画し、責任を担い、利益を享受し、個性と能力により自らの意思で人生を選択できる人権尊重の社会を創り上げていくために、平成10年11月に「松原市男女協働参画プラン～輝けまつばら 女と男で～」を策定いたしました。そして全庁的に、男女が平等かつ対等なパートナーとして協力し合い、誰もが自分らしく暮らすことができる男女共同参画社会の実現をめざし、プランの示す具体的施策に取り組んでおります。

男女協働参画社会の実現には、多くの女性が様々な分野において政策・方針決定の場に参画し、女性の意見を反映させていくことが不可欠であるとの認識のもと、全庁的に取り組みを進め、本市における審議会・委員会などへの登用率が平成10年6月現在15.2%であったものが、平成19年4月1日現在では28.3%となっております。

今後も引き続き、プランがめざす「誰もが自分らしく暮らすことができる男女協働参画社会の実現」にむけ、今までの取り組みについて検証し、残された課題解決のために具体的施策を推進してまいります。
(総務部)

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

国におきましては平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定し、大阪府におきましては平成14年4月に「大阪府男女共同参画推進条例」が制定されました。

本市の取り組みといたしましては、国の男女共同参画社会基本法及び府の「大阪府男女共同参画推進条例」の制定前に「松原市男女協働参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現のための取り組みを進めておりましたが、より一層の男女共同参画社会の実現を進めるために、「松原市第3次総合計画」や市の諸計画との整合性に留意し、日本国憲法や女性差別撤廃条約・男女共同参画社会基本法等に定める基本理念を踏まえ、他市の条例を参考にするとともに「男女共同参画推進条例」の制定にむけ、検討してまいりたいと考えております。
(総務部)

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市におきましては、女性が抱える悩みや不安などのあらゆる問題の解消、ならびに女性自身が自らの力で解決の方向を見つけ出せるように支援するための施策として、2人のカウンセラーによるフェミニストカウンセリングを毎週木曜日に「女性相談」として実施しております。さらに、6月の「男女共同参画週間」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」には、「特設女性相談」を設け対応しております。相談日以外の相談者に対しても、随時電話及び面談にて職員が対応するとともに、セクシュアル・ハラスメントの出前講座を実施し、その防止に努めております。

また、DVによる被害者の一時保護につきましては、職員が庁内各課や外部機関などと連絡・連携を図りながらサポートを行い、被害者の支援に努めております。

今後も、相談者が信頼し安心して相談できる体制を構築するため、関係機関と連携しつつ、女性相談にあたる職員の専門性の確保とコーディネート機能の向上に努めるとともに、ネットワーク体制の充実に努めてまいります。
(教育委員会学校教育部)

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化するなかで、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感・負担感の増大等といった問題が生じているところです。男女共同参画社会への一環として、両親の子育ては、生まれてくる子どもたちにとって親と子の信頼関係を創る重要なスタートラインであり、子どもを健やかに育てるという視点からみれば、女性だけでなく男性も一緒になって子育てしていく意識づくりが重要であると考えております。

「松原市男女協働参画プラン～輝けまつばら 女と男で」に基づき、今後も引き続き性別役割分担の意識を解消し育児等の負担を男女で担い、それぞれの個性や能力が尊重され多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現にむけ取り組んでまいりたいと考えております。

(保健福祉部)

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

地球温暖化防止につきましては、家庭での省エネ・省資源、ごみの減量などにより環境負荷の少ない生活に転換していただくため、環境家計簿等による普及啓発に取り組んでおります。また、運輸部門における温室効果ガス排出量の9割以上は自動車に占めており、そのうち6割が乗用車となっていることから、一人ひとりがすぐに取り組むことができる「エコドライブ」の普及促進に努めてまいります。

今後これらの取り組みをさらに推進するため、大阪府地球温暖化防止活動推進員と連携して地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性等について情報提供を行い、市民の理解を深めるとともに、多様な主体との連携ができるよう取り組みを検討してまいります。(市民生活部)

(1)ー② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

ヒートアイランド対策につきましては、地球温暖化対策をはじめとし、緑化や交通対策、都市の快適性等、他の施策とも密接に関連することから、大阪府や市内関係課とこれらの施策との整合性を図りながらその対策に取り組んでまいります。(市民生活部)

(1)ー③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

「ストップ地球温暖化デー」では、一人ひとりが気軽にできる環境に優しい行動を推進しているため、より多くの人に具体的な取り組みを知ってもらうことが大切であると考えております。アイドリングストップ運動をはじめとし、家庭の電気消費量の10%を占める待機電力の削減、買い物袋の使用によるレジ袋の使用量削減などの実践を進めるため、広報等を通じ啓発してまいります。(市民生活部)

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を、早期に全国平均並み(19.0%)にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

有用なものを循環資源として利用し、廃棄物の発生を抑制して適正な処理をする循環型社会の

実現にむけ、廃棄物の減量及び有効利用を図るため啓発活動を進めるとともに、各種団体との連携と協働に努め、地域に密着した環境施策を推進してまいります。

また、市の事業として展開しております不用品の情報交換の場である「不用品情報板」の設置及び市民団体と共催しておりますごみ減量化・再資源化を進める「市民リサイクルふれあいマーケット」の充実に努めてまいります。
(市民生活部)

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

本市におきましては、大阪府と協働で不法投棄監視箇所等を設ける市内パトロールを強化するなどの対策により、廃棄物の不適正処理のない町づくりをめざしていきたくと考えております。

取り組み活動

① 不法投棄監視キャンペーンの実施

ごみ不法投棄「監視ウィーク」の実施……全国市長会は、環境月間の6月に全国の市で一斉に「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を設け、集中的に活動を展開

② 不法投棄防止に関する周知・啓発活動

③ 看板設置などの再発防止対策

④ 大阪府内の土木事務所と協働での監視カメラ設置などの取り組み

大阪府内の各土木事務所では、平成18年度事業として、不法投棄防止に向けた監視カメラを設置

⑤ 郵便局との連携により不法投棄の情報提供システムの活用を図る
(市民生活部)

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

河川の水質汚濁の原因は8割以上が生活排水であり、水質改善の意識を高めるため、大和川水環境協議会と連携して流域住民も参加した大和川・石川クリーン作戦や生活排水対策社会実験を実施し、住民への啓発活動に取り組んでまいります。
(市民生活部)

現在、「広報まつばら」への掲載や上下水道フェア・市民まつりへの参加など、公共下水道への接続の促進と下水道事業への理解を深めていただくよう広報活動を実施しておりますが、今後もさらに広報活動の充実に努めてまいります。
(上下水道部)

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

平成19年度に「松原市地域防災計画」の見直しを行い、また松原防災備蓄センターの完成に伴い備蓄用品（食糧を含む）の点検・整備を進めております。（総務部）

多種多様化する災害や大規模な地震災害に備えるため、災害対策基本法及び本市地域防災計画に基づき、防災関係機関が緊密な連携を保ち迅速かつ適切な防災活動を行うことができるよう、地域住民参加のもと防災訓練を実施し、防災体制の充実強化と市民の防災意識の高揚を図ってまいります。（消防本部）

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から84.1%）、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

本市におきましては、災害時における児童・生徒の安全性の確保や、地域住民の避難場所でもある学校施設の耐震化を最重要課題とし、平成18年度より22年度を目途に「緊急5ヶ年計画」を策定し、施設の耐震化を積極的に進めているところです。

平成20年度予算では、小・中学校12校の校舎及び体育館の耐震補強工事を実施し、当該年度末の耐震化率78.0%、耐震診断実施率100%をめざしております。（教育委員会管理部）

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

市民体育館におきましては平成17年度に配備済みであり、また平成20年度におきましては市民運動広場に配備予定でございます。（総務部）

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

平成19年10月に大阪府が「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を制定し（平成20年4月1日施行）、遊休農地の利用促進を図るため農園を含めた利用方策を府・市・住民と協働して検討していきたいと考えております。（市民生活部）

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

物流は経済・産業を支える重要な役割であると認識しておりますが、本市では公営駐車場もない状況であり、ご要請につきましては、今後の検討課題であると考えております。

（都市整備部）

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、本市におきまして「バリアフリー基本構想」を策定し、公共交通機関等を利用する高齢者・身体障害者等の移動の利便性及び安全性の向上に努め、また、公共施設の案内板・歩道の設置や段差の解消、都市計画道路等の整備を推進し、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

（都市整備部）

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

自転車通行可の歩道にきましては、幅員が十分でないため自転車専用レーンが設けられないことから、今後道路計画を立案するなかで通行量等を検討し考えてまいりたいと考えております。また歩車分離信号につきましては、松原警察署に歩行者の安全対策として拡充していただけるよう進めてまいりたいと考えております。（都市整備部）

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

広域的な交通環境として、交通需要マネジメントの取り組みを、大阪府により拡充していただけるように提案してまいりたいと考えております。

(都市整備部)